

新居浜市奨学金返済支援事業

新居浜市はあなたの奨学金返済を支援します

◆事業目的

新居浜市へのU・I・Jターン、地元就職の促進

◆補助内容

最大60万円 (20万円×3年間)

新入社員等の奨学金返済金の一部を3年間補助します

◆補助率 2 / 3

◆補助額 20万円 (上限額) / 年×3年間



◆対象者 (下記条件をすべて満たす人 ※④は(1)～(3)のいずれか)

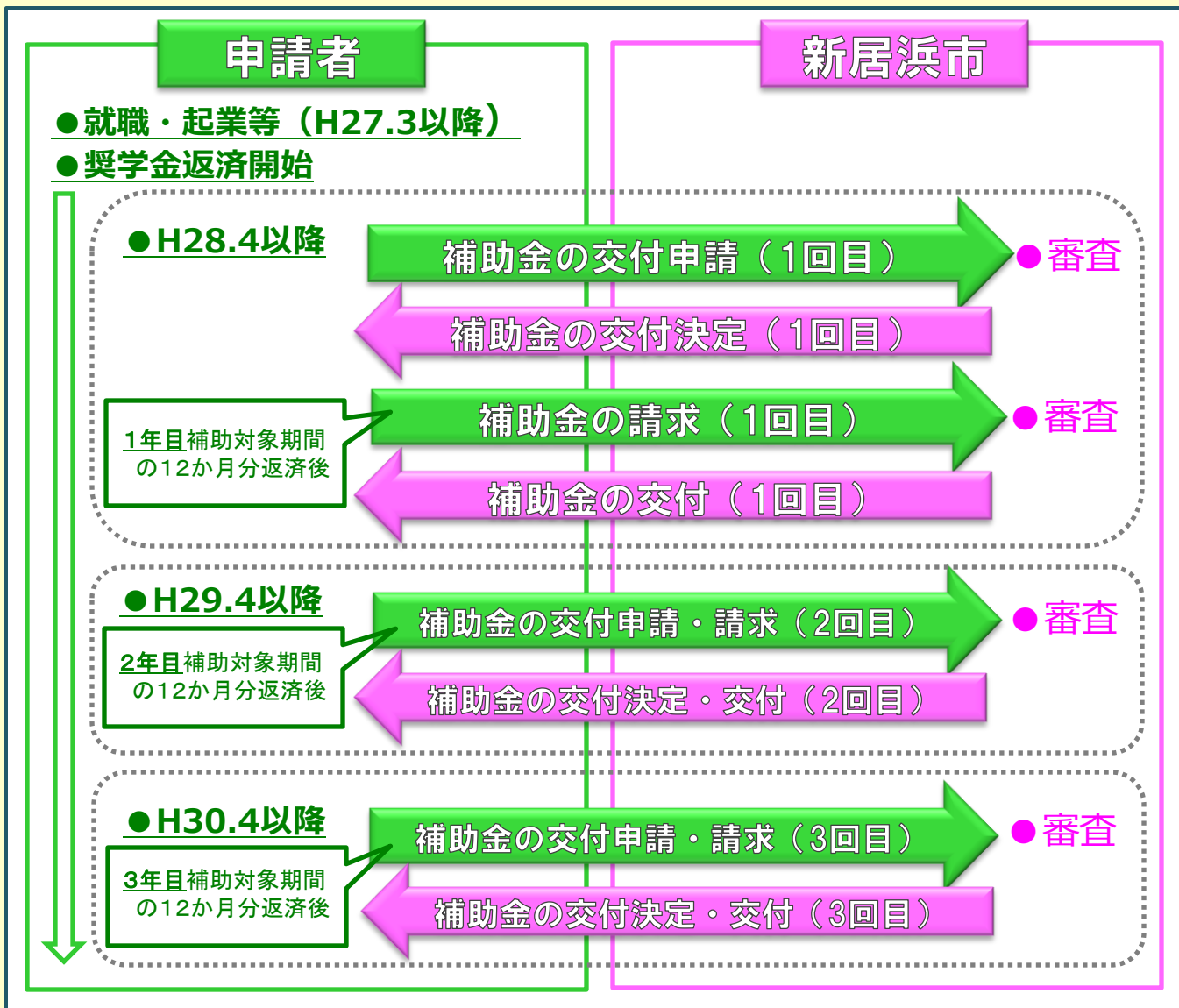
- ① 奨学金の貸与を受けて、大学院、大学、短大、専修学校専門課程、高等専門学校、高等学校、高等技術専門校に進学した人
- ② 奨学金を返済中で、奨学金返済金、市税等の滞納がない人
- ③ 第1回目の交付申請時の年齢が30歳以下で、新居浜市に住民票がある人
- ④ (1) 平成27年3月以降に市内に本社のある中小企業に就職し、
1年以上継続して雇用されている人 又は
(2) 平成27年3月以降に市内において起業し、
1年以上継続して事業を行っている人 又は
(3) 平成27年3月以降に市内において第1次産業に従事し、
1年以上継続して従事している人

◆対象となる奨学金

- ① 日本学生支援機構 第一種奨学金
- ② 日本学生支援機構 第二種奨学金
- ③ 社会福祉協議会 教育支援費
- ④ その他市長が認める奨学金



◆手続きの流れ



◆対象となるケース(参考例)

平成27年度	平成28年度	平成29年度
◇住民票登録 (H27.4.1)		
◇就職 (H27.4.1) (※H27.3以降)		
<p>← 1年目補助対象期間 (返済12か月分) → ← 2年目補助対象期間 (返済12か月分) → ← 3年目</p> <p>◇奨学金返済開始 (H27.10.30~) ◆補助金交付申請(1回目) (※30歳以下) ◆補助金請求(1回目)</p> <p>◆補助金交付申請(2回目) ◆補助金請求(2回目)</p>		

◆お問い合わせ

新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市 企画部 地方創生推進室

電話 0897-65-1238 (直通) E-Mail sousei@city.niihama.ehime.jp

※ ご不明な点はお問い合わせいただくか、地方創生推進室のHPをご覧ください。
(<http://www.city.niihama.lg.jp>)